

# 令和5年度 自立支援協議会定例報告会 議事録

(敬称略)

日時	令和6年3月28日(木) 13:30~15:15
場所	東広島市市民文化センター3階 アザレアホール
参加者 41人	A01 広島病院2人、東広島医療センター、県立総合リハビリテーションセンター、西志和農園、しらとり会、ほのぼの、エミリィプラス2人、ふくろう、ワークサポートひなた、かなで、Bee-Works、放課後等デイサービスれもん西条東校、ヘルパーステーションソレイユ、くれんど、要約筆記サークル花たば、黒瀬特別支援学校、広島西条公共職業安定所、広島自閉症協会東広島支部2人、広島県立身体障害者更生相談所、東広島市中心身障害児者父母の会、東広島市民生委員児童委員協議会、市民(当事者)1人、広島県西部東保健所、市産業部産業振興課、市健康福祉部医療保健課 市健康福祉部障害福祉課4人、市子育て・障害総合支援センター9人 (順不同)
1. 障害福祉課 課長あいさつ	<p>年度末でご多用のなか、自立支援協議会定例報告会に出席いただき、また、平素から本市福祉行政の推進にご理解とご協力をいただいていることに対し厚くお礼申し上げます。</p> <p>今年度の各部会や課題別会議などでは、様々な議論や協議・検討をいただいた。地域課題はまだ多く残っており、今後も協議を継続していく。</p> <p>また、昨年度から策定作業を進めてきた、第4次障がい者計画第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画について、3月中旬に審議会による答申を4月には公表を予定している。</p> <p>令和6年度から令和11年度までの6年間における障がい者施策に関する基本的計画、令和6年度から令和8年度までの3年間の成果目標や福祉サービスの見込み量などを1つにまとめて策定をしている。</p> <p>策定後の計画の推進に際し、本協議会の支援が重要と考えており、引き続き協力をお願いしたい。</p> <p>今回、計画の策定作業を進める中で、障害の害の字をひらがな表記にすることについても検討を行い、令和6年度から、通知文、広報刊行物など、広く市民の目に触れる文書において、ひらがな表記とすることとした。これに伴い、障害福祉課の課名や子育て障害総合支援センターの名称も、害の字を「がい」に変更する。</p> <p>令和6年度は報酬改定の年度でもあり、また本市としても、50周年の節目を迎える年でもある。いろいろな意味で、新たなスタートを迎える年度となるが、誰もが生き生きと自分らしく暮らす地域共生社会の実現に向け、引き続き取り組んで参りたいと考えており、皆様には今後ともご指導を賜るようよろしくお願いしたい。</p>
2. 自立支援協議会部会等の進捗状況について	<ul style="list-style-type: none"><li>○精神保健福祉部会 (報告者: はあとふる CD)</li><li>○ヘルパー支援部会 (報告者: 部会長)</li><li>○就労部会 (報告者: 部会長)</li><li>○収入アップネットワーク (報告者: 部会長)</li><li>○こども部会 (報告者: 障害福祉課)</li><li>○聴覚障害者の課題を検討する部会 (報告者: 部会長)</li></ul>

- 医療連携部会（報告者：はあとふる CD）
- 権利擁護部会障害者支援施設連絡会（報告者：部会長、はあとふる CD）
- 相談支援事業所連絡会（NETZ東広島）（報告者：はあとふる CD）
- 「地域生活支援システム」（報告者：障害福祉課 障害福祉係長）
- 課題別会議「障害児計画相談」（報告者：障害福祉課）

3. 令和5年度部会進捗管理表について（はあとふる CD）

進捗管理表は、各部会等の進捗状況の報告を一覧にしたもの。

4. 困ったことシートについて（はあとふる CD）

今年度は困ったことシートの提出はなかった。困ったことシートは、なかなか解決につながらない、解決が難しいことがあった場合、課題解決の検討のために使用するもの。第1段階として、このシートに記載、はあとふるへ提出いただく。事務局会議にて、生じている課題が地域課題か、個別課題かを協議し、地域課題であれば第2段階として、地域課題を協議する場を検討し、それを運営委員会で承認し協議が始まる。

5. 令和6年度自立支援協議会の進め方について（障害福祉課 障害福祉係長）

基幹相談支援センターはあとふるは、平成19年7月に、身体障害、知的障害、精神障害などの枠を超えて、障がい者の総合的な相談に応じる「基幹相談支援センター」として、「子育て・障がい総合支援センターはあとふる」内に設置された。

障がいのある人や、保護者、関係者が相談しやすく、総合的な対応ができる体制を整備し、適切な障害福祉サービスやその他社会資源の提供等の調整、あっせんや権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援事業所と連携を取りながら、必要な支援を行っている。

主な支援内容は、福祉サービスの利用援助、ライフステージに沿った継続的な支援、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のための必要な援助。

相談時間は、月曜日から土曜日の8時30分から17時15分で、日、祝日、年末年始は休みとなっている。

OP26. 基幹相談支援センターの機能について。

本市障がい福祉課と連携し3つの機能を担っている。

- 1つ目が自立支援協議会の運営に係る事務の執行と、定例報告会や運営委員会などの取りまとめ。
- 2つ目が、相談支援で、相談支援事業所連絡会NETZの運営事務を通して地域の相談支援体制の強化を行っている。3障害に対応した総合的な相談を受けている。
- 3つ目が、虐待防止。自立支援協議会の権利擁護部会の運営や、障がい者の権利擁護や虐待防止に係る啓発活動、虐待コア会議などを行う。

OP27. 基幹相談支援センターの役割について。

自立支援協議会と連携し、4つの役割を担っている。

- 1つ目が、総合相談や専門相談で、福祉計画の数値目標の達成や、アセスメントと障害特性等に基づいた「根拠」のある支援の普遍化を目指す。

2つ目が、地域の相談支援体制強化の取り組みで、相談支援スキルの標準化、サービス等利用計画の立案協力を行う。

これら2つの役割については、相談支援事業所連絡会NETZと連携している。

3つ目が、権利擁護や虐待防止で、自立支援協議会の権利擁護部会と連携し、虐待防止センターの実績向上や地域権利擁護支援のネットワーク化を目指す。

4つ目が地域移行・地域定着。福祉計画に定める数値目標の達成を目指す。

OP27. 自立支援協議会について。

東広島市自立支援協議会は、福祉・医療事業所や雇用・教育を含めた行政機関、当事者会、民生委員等、多くの参加者が一緒になって、障がいのある人達やご家族の「不安や願い」に寄り添い、全ての人にとって暮らしやすい社会を構築するための協議を行う目的で平成18年5月に設置された。

はあとふると市が事務局となり、これからも参加者同士のネットワーク機能を活かした活動づくりや、新たな社会資源の開発などに取り組んでいく。

主な会議として、各部会や課題別会議、プロジェクト会議、運営委員会、代表者会議、定例報告会がある。

OP28. 課題解決に向けたイメージ図について。

左下の各部会からの協議報告や地域課題に対する提言を運営委員会が受け、課題別会議に協議を依頼し報告を受け、短期集中して取り組む課題については、プロジェクト会議を立ち上げる。

必要に応じて、代表者会議を開催し、取りまとめた制度や施策での対応が必要な課題について、行政や関係機関に解決策を提言する。

また、定例報告会で活動状況や情報提供を行う。

OP28. 自立支援協議会の会議構成について。

まず、事務局会議で自立支援協議会全体のマネジメントを行う。

部会では、現在、自立支援協議会には11の部会と1つの課題別会議（P35～P37）が構成されており、地域課題の検討、解決に向け継続的に協議を行っている。

プロジェクト会議では、短期集中して取り組み可能な地域課題の解決のための協議を行う。

運営委員会では、自立支援協議会全体での進捗管理や各部会での取組等や地域の情報を共有し、地域課題について協議を行う。課題別会議の検討報告を受け、代表者会議の開催や施策提案等を行う。また、困ったことシートを基にして、課題の整理や協議を行う。

代表者会議では、関係機関の代表者等による問題解決に向けた協議を行う。

定例報告会では、会議報告、普及啓発、情報共有を行う。

OP29～31. 今年度の部会・課題別会議の一覧について。

部会について（一覧表1～11）。

1. 精神保健部会では、精神障がい者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、関係機関が連携し、地域移行・地域定着の取り組みを進めている。

2. ヘルパー支援部会では、ホームヘルパー不足の解消やスキルアップを目的として設立され、各種研修会の実施や情報交換を行っている。

3. 就労部会では、一般就労を目指す障がい者の方を支援する関係機関が集い、情報共有と課題解決を協議している。

4. 収入ネットワークでは、就労継続支援事業所で作業する皆さんの工賃向上について意見交換や事業化の検討を行っている。

5. こども部会では、障がいがあるこどもの健やかな発達を支援し、特性や個性に応じて一貫した支援体制の構築について協議を行っている。
6. 聴覚障害者の課題を検討する部会では、聴覚障がい者と関係機関が集まり、聴覚障がい者の課題解決に向け協議を行っている。
7. 医療連携部会では、日常的に医療的ケアが必要な障がい児者とその家族が、地域で安心・安全に生活できるよう地域の支援体制等情報交換し、課題解決に向け協議している。
8. 権利擁護部会では、虐待の防止や早期の対応を図るためのネットワークを強化するために、啓発、研修企画の検討、成年後見制度普及活動等を行っている。
9. 障害者支援施設連絡会（SKH 東広島）では、市内の障害者支援施設で働く支援者を対象に、虐待を未然に防ぐ体制の整備や、支援者のスキルアップ研修等を行っている。
10. 相談支援事業所連絡会（NETZ 東広島）では、サービス等利用計画作成のためのスキルアップを目的として設立され、相談支援体制の確立を目指し、情報交換や研修を行っている。
11. 地域生活支援システム運営部会では、地域で障がいのある方が安心して生活できるように、協力事業が集まり、相談、緊急時の受入対応をはじめとした地域生活支援システムについての協議を行っている。

課題別会議について（一覧表 12）

12. 課題別会議の障がい児計画相談では、セルフプランが増加している課題について、相談支援事業所を増やすための方法や、計画相談事業所の新規立ち上げの支援等について協議を行っていたが、本市特有の課題ではなく全国的な課題であることから中止していた。令和 5 年度新たにメンバーを募集し地域でも可能な対策を協議している。

## 6. 【質疑応答】

### 質問

（参加者）

- ①障がい者の理解について、紙面上で知ることしかできない。私たち障がいのある者を観察して、治療や支援に見立てがどのくらいできるのか。
- ②困ったことシートの使い方について、保育園からはあとふるにお願いする時、このシートを使った方がいいのか。福祉事業所のみ、シートを使うのか。

### 回答

- ①完全に理解しているというのはなかなか難しいところであり、また障がいのある方は一人ひとり状況等ちがい、一律に理解をすることは難しいと思う。1対1で個々の話を傾聴しながら支援につなげている。（障害福祉課 課長）
- ②個人の方の相談であれば、一旦事業所の方から出してもらえると良い。いろいろなケースがあるとされるため、はあとふるに相談いただければ対応する。（はあとふる 所長）

## 7. その他

### 第 4 次東広島市障がい者計画等について 別紙 2

本年度末で期間満了を迎える障害者計画等について、それぞれ見直すこととし、国及び広島県の次期障害者計画等を踏まえ、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間で計画期間とする、「第 4 次東広島市障がい者計画」、および、令和 6 年から 8 年までの 3 年間で計画期間とする、「第 7 期

東広島市障がい福祉計画及び第3期東広島市障がい児福祉計画」を一体的に策定したものの。

本計画の基本理念は、これまでの計画から一貫して、『多様なニーズに応じた障害福祉サービス等の充実に努め、全ての人にとって暮らしやすい社会をめざす。』としている。

計画の概要として、まず、第4次東広島市障がい者計画の重点施策として、「理解を深める啓発活動の推進」・「情報アクセシビリティの向上」・「障がいのある子どもへの切れ目のない支援」・「相談支援体制の充実」・「就労機会の拡充と定着」の計5項目としている。

次に、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」では、国の基本指針をもとに、本市の状況等を勘案した成果目標を設定している。

次に、本計画を概要版として抜粋し、支援者及び当事者家族向けとして、まとめたものとなっている。

以上